

第29回管理栄養士国家試験受験要領

厚生労働省

受験に関する書類作成に当たっての注意

- 本要領は必ず熟読すること
- 記入に当たっては誤りのないようにすること
- 書類の提出期限は厳守すること
- 書類は書留郵便で送ること
- 本要領は、合格発表まで大切に保管すること
- 出願書類に不備がある場合、受験できないことがあるので注意すること

管理栄養士国家試験問い合わせ先

管理栄養士国家試験臨時事務所

〒103-0027

東京都中央区日本橋1丁目20番5号

電話番号 03-5200-5862

受付時間 9:00~17:00

(土日祝日、年末年始12月27日(土)～
1月4日(日)を除く、平日)

第29回管理栄養士国家試験受験要領

1 試験地

北海道、宮城県、東京都、愛知県、大阪府、岡山県、福岡県及び沖縄県

2 試験期日

平成27年3月22日（日曜日）

3 試験科目

管理栄養士国家試験の科目は、次のとおりである。

- ア 社会・環境と健康
- イ 人体の構造と機能及び疾病の成り立ち
- ウ 食べ物と健康
- エ 基礎栄養学
- オ 応用栄養学
- カ 栄養教育論
- キ 臨床栄養学
- ク 公衆栄養学
- ケ 給食経営管理論

4 受験資格、提出書類

※ すべての受験者が必ず提出する書類

- ① 受験願書（別紙様式第1）
- ② コンピューター入力カード（別紙様式第2）
- ③ 写真台紙（別紙様式第3）

(1) 修業年限が2年である栄養士養成施設を卒業して栄養士の免許を受けた後、**5の厚生労働省令で定める施設において、3年以上栄養の指導に従事した者（実務期間3年以上終了）。**

- ①～③
- ④ 免許等照合書（別紙様式第4）
- ⑤ 実務証明書（別紙様式第5の①）

(2) 修業年限が2年である栄養士養成施設を卒業して栄養士の免許を受けた後、**5の厚生労働省令で定める施設において、平成27年3月31日までに3年以上従事する見込みの者（実務期間3年終了見込み）。**

- ①～③
- ④ 免許等照合書（別紙様式第4）
- ⑤ 実務終了見込証明書（別紙様式第5の②）

※ 平成27年4月1日（水）～同年4月7日（火）（消印有効）までに規定の実務を終えたことを証明する「実務終了証明書（別紙様式第5の③）」を提出すること。

期限内に提出されないときは、当該受験は無効となるので注意すること。

(3) 修業年限が3年（学位授与機構の認定する栄養学に関する専攻科での履修期間を含む）である栄養士養成施設〔(9)に該当する養成施設を除く〕を卒業して栄養士の免許を受けた後、5の厚生労働省令で定める施設において2年以上栄養の指導に従事した者（実務期間2年以上終了）。

- ①～③
- ④ 免許等照合書（別紙様式第4）
- ⑤ 実務証明書（別紙様式第5の①）

(4) 修業年限が3年（学位授与機構の認定する栄養学に関する専攻科での履修期間を含む）である栄養士養成施設〔(9)に該当する養成施設を除く〕を卒業して栄養士の免許を受けた後、5の厚生労働省令で定める施設において平成27年3月31日までに2年以上従事する見込みの者（実務期間2年終了見込み）。

- ①～③
 - ④ 免許等照合書（別紙様式第4）
 - ⑤ 実務終了見込証明書（別紙様式第5の②）
- ※ 平成27年4月1日（水）～同年4月7日（火）（消印有効）までに規定の実務を終えたことを証明する「実務終了証明書（別紙様式第5の③）」を提出すること。
期限内に提出されないときは、当該受験は無効となるので注意すること。

(5) 修業年限が4年（学位授与機構の認定する栄養学に関する専攻科での履修期間を含む）である栄養士養成施設を卒業して栄養士の免許を受けた後、5の厚生労働省令で定める施設において1年以上栄養の指導に従事した者（実務期間1年以上終了）。

- ①～③
- ④ 免許等照合書（別紙様式第4）
- ⑤ 実務証明書（別紙様式第5の①）

(6) 修業年限が4年（学位授与機構の認定する栄養学に関する専攻科での履修期間を含む）である栄養士養成施設を卒業して栄養士の免許を受けた後、5の厚生労働省令で定める施設において平成27年3月31日までに1年以上従事する見込みの者（実務期間1年終了見込み）。

- ①～③
 - ④ 免許等照合書（別紙様式第4）
 - ⑤ 実務終了見込証明書（別紙様式第5の②）
- ※ 平成27年4月1日（水）～同年4月7日（火）（消印有効）までに規定の実務を終えたことを証明する「実務終了証明書（別紙様式第5の③）」を提出すること。
期限内に提出されないときは、当該受験は無効となるので注意すること。

(7) 修業年限が4年である管理栄養士養成施設を卒業して栄養士の免許を受けた者。

- ①～③
- ④ 免許等照合書（別紙様式第4）

(8) 修業年限が4年である管理栄養士養成施設を平成27年3月31日までに卒業見込みであって、栄養士の免許を受ける見込みの者。

- ①～③
- ④ 免許等照合書（別紙様式第4）
※ 編入学等により既に栄養士免許を受けた者のみ提出すること。
- ⑤ 卒業・履修見込証明書
※ 養成施設を卒業したことを証明する「卒業・履修証明書」及び、「栄養士免許取得（見込）照合書」を平成27年4月1日（水）～同年4月7日（火）（消印有効）までに提出すること。期限内に提出されないときは、当該受験は無効となるので注意すること。

以下の書類は、養成施設が作成すること。

⑥-1 卒業・履修見込証明書

平成27年3月31日までに必要な単位を履修し、養成施設を卒業する見込であることを証明する書類。

⑥-2 卒業・履修証明書

平成27年3月31日までに必要な単位を取得し、養成施設を卒業したことを証明する書類。

⑦ 栄養士免許取得（見込）照合書

平成27年3月31日までに栄養士免許登録が行われていることを証明する書類。

※作成した書類は、所定の大きさとし、書類は、左側上隅をクリップでとめること（ホッチキスではとめないこと）。

- (9) 修業年限が3年である栄養士養成施設であって、厚生労働大臣が栄養士法及び栄養改善法の一部を改正する法律（昭和60年法律第73号）による改正前の栄養士法第5条の4第3号の規定に基づき指定したものを卒業して栄養士の免許を受けた者。

- ①～③
- ④ 免許等照合書（別紙様式第4）
- ⑤ 卒業・履修証明書

※ 第25回以降の受験票を所持している者は、この受験票の提出をもって、免許等照合書（別紙様式第4）及び実務証明書（別紙様式第5の①）の提出を省略できる。

（受験票の氏名に変更があった場合には、これらが確認できる戸籍謄本又は抄本を添付すること。）

ただし、所持している受験票の試験について、「実務終了見込証明書」を提出後、期日までに「実務終了証明書」を提出しなかった場合、その試験の受験資格が無効となっており、受験票の添付が不可であるので注意すること。

【受験資格及び提出書類一覧】

※受験を希望する者は、下記により受験資格及び提出書類を確認のうえ作成すること。（別紙）

1 受験資格	2 提出書類	3 試験日	4 追加で提出する書類 提出期間：平成27年4月1日(水)～4月7日(火)	5 合格発表
(1) 実務終了者	① 受験願書（別紙様式第1） ② コンピューター入力カード（別紙様式第2） ③ 写真台紙（別紙様式第3） ④ 免許等照合書（別紙様式第4） ⑤-1 実務証明書（1年又は2年又は3年） （別紙様式第5の①） ※第25回以降の受験票を持っている者は、④及び⑤-1の提出は不要ない。	平成27年1月9日(金)～1月16日(金)	なし	平成27年5月8日(金)
実務が必要な者	①)修業年限2年又は3年又は4年の栄養士養成施設を卒業した者であって、規定の実務を終了している者 ②)実務終了見込者 ③)既卒者	① 受験願書（別紙様式第1） ② コンピューター入力カード（別紙様式第2） ③ 写真台紙（別紙様式第3） ④ 免許等照合書（別紙様式第4） ⑤-2 実務終了見込証明書（別紙様式第5の②） 〔平成27年3月31日までに1年又は2年又は3年以上の実務に従事する見込みであることを証明する書類〕	平成27年3月22日(日) 受験後提出	平成27年5月8日(金) ⑤-3 実務終了証明書（別紙様式第5の③） 実務終了証明書の提出がなかった場合には、受験が無効となるので注意すること。
実務が必要な者	①)修業年限4年の管理栄養士養成施設を卒業した者 ②)修業年限3年の栄養士養成施設（特例）を卒業した者 ③)卒業見込者 ④)卒業見込者	① 受験願書（別紙様式第1） ② コンピューター入力カード（別紙様式第2） ③ 写真台紙（別紙様式第3） ④ 免許等照合書（別紙様式第4） ※第25回以降の受験票を持っている者は、④の提出は不要ない。	なし	⑥-2 卒業・履修証明書（養成施設が作成） 〔平成27年3月31日までに必要な単位を取得し、養成施設を卒業したことを証明する書類〕
実務が不要な者	①)修業年限4年の管理栄養士養成施設を卒業見込みである者 ②)修業年限4年の管 理栄養士の養成施設を卒業見込みの者 ③)卒業見込者 ※1	① 受験願書（別紙様式第1） ② コンピューター入力カード（別紙様式第2） ③ 写真台紙（別紙様式第3） ④ 卒業・履修見込証明書（養成施設が作成） 〔平成27年3月31日までに必要な単位を履修し、養成施設を卒業する見込みであること〕 〔平成27年3月31日までに栄養士免許登録が行われていることを証明する書類〕	受験後提出 ⑦ 栄養士免許取得（見込）照合書 （養成施設が取りまとめ）	平成27年3月31日までに栄養士免許登録が行われていることを証明する書類

※1：卒業見込者は、受験に必要な書類を養成施設へ提出し、養成施設が期日までに試験地を管理栄養士国家試験臨時事務所に書類を提出すること。なお、⑦の書類も提出する必要はない。
また、卒業見込者であっても、編入学等により既に栄養士免許を取得している者は、出願時に④の書類も提出する必要はない。

5 厚生労働省令で定める施設

- ア 寄宿舎、学校、病院等の施設であって、特定多数人に対して継続的に食事を供給するもの
 - イ 食品の製造、加工、調理又は販売を業とする営業の施設
 - ウ 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校及び同法第134条に規定する各種学校
 - エ 栄養に関する研究施設及び保健所その他の栄養に関する事務を所掌する行政機関
 - オ アからエまでに掲げる施設のほか、栄養に関する知識の普及向上その他の栄養の指導の業務が行われる施設

6 書類提出に当たっての注意点

(1) 願書・提出書類

- 願書、提出書類等の作成は、本受験要領を熟読し、記入例を参考の上、誤りのないように記入すること。
- 願書等の記入を誤った場合には、各様式の「注意」にある訂正方法によること。
- 必要事項は全て記入すること。
- 提出書類に記入する氏名は、戸籍（中長期在留者については、在留カード又は住民票、特別永住者については特別永住者証明書又は住民票、短期在留者については旅券その他の身分を証する書類等）に記載されている文字を使用すること。
- 受験資格の確認ができない場合には、受験できないことがあるので十分に注意すること。なお、書類の不備等があった場合、着払いにて返送がある。
- 受験願書提出後、住所等に変更があった場合には、必ず郵便局に転居届を提出しておくこと。
- 受験に関する書類を受理した後は、
 - 1) 書類は返還しない。
 - 2) 受験手数料は返還しない。
 - 3) 受験地の変更は認めない。

(2) 受験手数料納入の方法

- 受験手数料は、6,800円の額に相当する収入印紙（郵便局等で販売）を願書に貼付すること。都道府県の収入証紙では受験できない。
- 収入印紙は、消印しないこと。消印した場合は、無効となるので注意すること。

(3) コンピューター入力カード（別紙様式第2）

複写式のため強く記入し、切り離さないこと。切り離した場合は3枚をクリップでとめておくこと（ホッチキスでとめないこと）。

(4) 写真台紙（別紙様式第3）

所定の大きさ（縦11cm×横25cm）の写真台紙に必要事項を記入し、提出前6ヶ月以内に脱帽して正面から無背景で撮影した縦6cm・横4cmの上半身像であって、その裏面に撮影年月日・氏名を記入した写真を貼り付けること。なお、スナップ写真は不可とする。連絡先の電話番号（携帯電話等）は、必ず日中つながるものと記入すること。

(5) 免許等照合書（別紙様式第4）

- 栄養士免許証と養成施設の卒業証書（証明書）の記載内容を、免許等照合書（別紙様式第4）に転記し、保健所又は都道府県、保健所設置市、若しくは特別区の本庁（一部除く）へ各原本を持参の上、照合を受けること。
- 結婚や転居等により氏名・本籍等を変更している場合は、速やかに書換えの申請を行い、その上で照合を受けること。書換えの手続きに時間を使い、照合を受けられない場合は戸籍謄本（又は抄本）を持参し、照合を受けること。
(栄養士法施行令第3条に定められているとおり、本籍地都道府県名、氏名等に変更が生じた場合、30日以内に栄養士名簿の訂正を申請しなければならない。)
- 4年制の管理栄養士養成課程（P16の養成施設コード番号一覧参照）に入学し、これを履修した者は、履修証明書を卒業学校より入手し、持参の上、4年制の管理栄養士養成課程を履修している者であることの照合を受けること。
- 学位授与機構の認定する栄養学に関する専攻科（P20の養成施設コード番号一覧参照）に入学し、これを履修した者は、履修証明書を卒業学校より入手し、持参の上、専攻科1年又は2年を履修している者であることの照合を受けること。
- 該当専攻科を修了した者は、専攻科の卒業証書（証明書）を免許等照合書に転記し、コンピューター入力カードについても専攻科の学校名、学校コード、卒業年月を記入すること。

※免許等照合書の「3. 履修証明書の写し」については、受験者は記入しないこと。
※卒業時から氏名を変更している場合（卒業証明書と栄養士免許証の氏名が異なる場合）は、戸籍謄本（又は抄本）を持参し、照合を受けること。

(6) 実務証明書（別紙様式第5の①・②・③）

実務証明書は、**5の厚生労働省令で定める施設において、栄養士が栄養の指導に専従した場合、証明が得られるものであり、施設の証明者は、虚偽により証明書を作成した場合には、罰せられることがある。**

- 第29回の実務証明書様式でなければ出願はできない。
- 様式は、コピーを使用しても構わない。
- 実務施設の名称、所在地は実際に仕事をしている施設（実務施設）を記入すること。
- 証明欄Aは実務施設の証明をとること。
- 実際に仕事をしている施設（実務施設=証明欄A）と雇用されている会社（委託や派遣など=証明欄B）が異なる場合は、証明欄Aの証明と証明欄Bの証明をとること。
- 証明はいずれも職印とすること。施設において職印が無い場合には、施設長の個人印でも構わない。なお、記載事項に誤りがあり、訂正する場合は、必ず記載した証明欄Aの証明印で訂正すること。出願者の個人印、証明欄Bの証明印での訂正是不可とする。
- 実務施設が2ヶ所以上の場合は、各自作成し、実務期間（実務終了見込期間を含む）が合計して規定の年数以上であること（日数を合計する場合は、31日をもって1か月とする）。
- 実務施設が2ヶ所以上であり、一方の施設で規定の実務期間の一部を終え、他方で不足の実務を行っている場合は、実務証明書（別紙様式第5の①）と実務終了見込証明書（別紙様式第5の②）を作成し、提出すること。この場合、追加書類の実務終了証明書（別紙様式第5の③）を提出すること。

- ・ 実務施設が1ヶ所であっても、実務期間が分かれている場合は、**1期間につき1枚作成すること。**
 - ・ パート又は非常勤で栄養の指導に従事している場合は、**週4日以上かつ1日6時間以上**勤務している者については、実務として認める。
※ 週3日で1日8時間や週5日で1日5時間等の場合は、実務として認められないので注意すること。
 - ・ **実務の施設が倒産等でなくなった場合**は、実務を証明する書類として、下記3点を証明できる書類を提出すること。
 - 1) 当該施設が存在していたこと
(施設が存在していた地域を管轄する保健所等で、施設が実在していたことを証明できるもの。登記簿謄本など)
 - 2) 当該施設に勤務していたこと
(職業安定所が発行する当時の雇用保険加入証明又は勤務期間分全ての給料明細書など)
 - 3) 栄養士として栄養の指導に従事していたこと
(当時の雇用者や上司から、勤務期間及び業務内容について記載してもらう)
- ※上記3点を証明できる書類を提出ができない場合、実務内容・実務期間の確認ができないため、実務期間として認めない。

(7) 提出方法

提出は、別紙様式の封筒（角2号、幅24cm×33.2cm）を使用し、管理栄養士国家試験臨時事務所あてに、**必ず書留郵便で送ること。**
提出書類は折り曲げないこと。折り曲げた書類は、開いて封筒に入れること。

(8) 願書等の提出

- ・ 受験願書の提出期間は、**平成27年1月9日（金）からとし、同年1月16日（金）までの消印有効（書留郵便）。**
- ・ 卒業見込者の受験願書等の提出は、養成施設が取りまとめて行い、封筒の表に朱書きで「第29回管理栄養士国家試験受験申込書類在中」と記載し、上記期間内に管理栄養士国家試験臨時事務所に必ず書留郵便にて送付すること。
- ・ やむを得ず持参する場合は、各試験地の国家試験担当（P10参照）に、**平成27年1月16日（金）17時までに提出すること。**

(9) 追加書類の提出

- ・ 追加書類の提出期間は、**平成27年4月1日（水）からとし、同年4月7日（火）までの消印有効（書留郵便）。**
- ・ 市販の角2号封筒を使用し、封筒の表に朱書きで「第29回管理栄養士国家試験追加書類在中」と記載し、管理栄養士国家試験臨時事務所に**必ず書留郵便で送ること。**
- ・ 卒業見込者の追加書類の提出は、養成施設が取りまとめて行い、封筒の表に朱書きで「第29回管理栄養士国家試験追加書類在中」と記載し、上記期間内に管理栄養士国家試験臨時事務所に必ず書留郵便にて送付すること。
- ・ やむを得ず持参する場合は、各試験地の国家試験担当に、**平成27年4月7日（火）17時までに提出すること。**

(10) 受験票の送付

受験票（葉書）は、平成27年3月6日（金）に投函し、郵送（普通郵便）により交付する予定である。平成27年3月13日（金）までに受験票が到着しない場合は、管理栄養士国家試験臨時事務所へ問い合わせること。

(11) 試験会場

試験会場については、受験票送付時に案内する。会場に関する問い合わせには、応じられない。

(12) 合格発表（※電話での合否照会には応じられません。）

- ・ 合格者は、平成27年5月8日（金）14時に厚生労働省、各試験地の国家試験担当にその受験地、受験番号のみを掲示して発表する。
- ・ 厚生労働省ホームページ（<http://www.mhlw.go.jp>）においても、合格者の受験番号のみを掲載するが、最終的な確認は、必ず合格証書にて行うこと。
- ・ 合格者には、厚生労働省から平成27年5月8日（金）に合格証書（葉書）を郵送（普通郵便）により交付する予定である。平成27年5月15日（金）までに合格証書が到着しない場合は、厚生労働省健康局がん対策・健康増進課栄養指導室管理栄養士国家試験担当に問い合わせること。本人確認が必要なため、受験者本人以外からの照合には応じられない。
- ・ 受験願書提出後に住所が変更になった場合は、必ず郵便局に転居届を提出しておくこと。

(13) 合格後の管理栄養士免許申請

合格後の管理栄養士免許申請は、原則として住所地の都道府県庁又は保健所が窓口となっているので、合格証書に記載されている書類を持参の上、申請すること。

(14) その他

視覚、聴覚、音声機能若しくは言語機能に障害を有する者で受験を希望する者は、平成26年12月18日（木）までに厚生労働省健康局がん対策・健康増進課栄養指導室に申し出ること。申し出た者については、受験の際に必要な配慮を講ずることがある。

管理栄養士国家試験問い合わせ先

- * 視覚、聴覚、音声機能若しくは言語機能に障害を有する者で受験を希望する場合
- * 合格証書未着、その他受験に関する問い合わせ

厚生労働省健康局がん対策・健康増進課栄養指導室
管理栄養士国家試験担当

電話番号：03-3595-2440（9:00～18:15）
Eメール：kanrieiyoushi@mhlw.go.jp（障害者専用）

【Q&A】

Q1. 栄養士免許取得前からの実務は受験資格の実務経験期間に含めることができますか？

A. 栄養士免許取得後から実務経験期間に含めることができます。

Q2. どのような施設が実務施設として認められるのですか？

また、どのような業務が実務経験とみなされるのですか？

A. 厚生労働省令（栄養士法施行規則）で定める（実務証明書に示されている）施設において、栄養士として採用され、栄養指導業務（献立作成、食品材料の選択、栄養に関する教育、栄養に関する調査研究、栄養行政に関する業務、栄養に関する相談、指導、栄養に関する知識の普及向上）に専従していなければなりません。販売員、調理員等の栄養指導業務以外の業務も同時に行っている場合は実務経験とみなされません。

Q3. 実務施設が2ヶ所以上であり、一方の施設で規定の実務期間の一部を終え、他方で不足の実務を行っている場合は、どの書類を提出するのですか？

A. 実務証明書（別紙様式第5の①）及び、実務終了見込証明書（別紙様式第5の②）を作成し、提出してください。なお、この場合、追加提出書類の実務終了証明書（別紙様式第5の③）を提出してください。

Q4. 過去の受験票の提出により、免許等照合書及び実務証明書を省略することは認められますか？

A. 第25回以降の受験票を所持している者は、認められます。コンピューター入力カード（別紙様式第2の②）に、受験票（原本）を貼付してください。なお、第25回追加試験（平成23年7月31日実施）の対象者は、追加試験の受験票を貼付してください。

【願書送付先】

(1) 受験に関する書類の郵送先及び問い合わせ先は下記のとおりとする。

管理栄養士国家試験臨時事務所

東京都中央区日本橋1丁目20番5号 **〒103-0027**

電話番号 03(5200)5862

(2) 受験に関する書類を直接持参する場合の提出先及び合格発表場所は下記のとおりとする。

窓口受付時間 9:00~17:00

(行政機関の休日を除く、平日)

	国家試験担当 所在地
パソナ・札幌 国家試験担当	〒060-0005 北海道札幌市中央区北5条西2丁目5番 JRタワーオフィスプラザさっぽろ16階
パソナ・仙台 国家試験担当	〒980-8485 宮城県仙台市青葉区中央1丁目2番3号 仙台マークワン18階
パソナ 国家試験担当	〒100-8228 東京都千代田区大手町2丁目6番4号
パソナ・名駅 国家試験担当	〒450-6042 愛知県名古屋市中村区名駅1丁目1番4号 JRセントラルタワーズ42階
パソナ・大阪 国家試験担当	〒541-0047 大阪府大阪市中央区淡路町4丁目2番5号 パソナグループビルアネックス
パソナ・広島 国家試験担当	〒730-0035 広島県広島市中区本通7番19号 広島ダイヤモンドビル7階
パソナ・福岡 国家試験担当	〒810-0001 福岡県福岡市中央区天神1丁目6番8号 天神ツインビル13階
人材派遣センター オキナワ 国家試験担当	〒900-0015 沖縄県那覇市久茂地1丁目7番1号 琉球リース総合ビル9階

別紙様式第2 <記入例>

注意

- (1) 記入は必ず申込者自身が行ってください。
 - (2) 記入は黒か青のインクのペン又はボールペンを用い、該当事項を太線枠内に字をくずさずに記入してください。
 - (3) 記入を誤った場合は、必ず受験者本人の印鑑または自署により訂正し、提出してください。
 - (4) 資格に関する事項について、記入もれ、誤記があった場合は受験できません。十分注意してください。
 - (5) 実務証明書、実務見込証明書の記載内容と相違ないように注意してください。
 - (6) 実務終了（見込）期間は、実施施設が2ヶ所以上あり、一方の施設で規定の実務期間の一部を終え、他方で不足の実務を行っている場合は、実務証明書に記載した期間と、実務見込証明書に記載した期間を両方記入してください。
 - (7) 実務期間が6ヶ所以上の場合は、下および右の余白に「実務終了（見込）期間」と「終了・見込み」を手書きで記載してください。
 - (8) ホームページから様式をダウンロードした場合、コピーして差し支えありませんが、必ず3枚提出してください。
なお、1枚目を自筆で記載、残りの2枚をコピーし、右上2枚目に「臨時事務所控え」、3枚目に「厚生労働省控え」と記載してください。

別紙様式第2の①
<第25回以降の受験票を持っていない者>

第29回管理栄養士国家試験

コンピューター入力カード

未記入

都道府県コード											コンピューター入力用																																																				
整理番号																																																															
標記試験を受験したいので下記のとおり申込みます。																																																															
平成27年1月10日																																																															
<p>誓約：下記記載事項が、事実と相違がある場合は合格を取り消されても 異存めないことを誓約します。</p> <p>注意：記入を誤った場合は、必ず受験者本人の印鑑または自署により訂正し、提出すること。</p> <p>署名 田中 太郎</p>																																																															
<p>受験希望地 ①北海道 2.宮城県 3.東京都 4.愛知県 5.大阪府 6.岡山県 7.福岡県 8.沖縄県</p>																																																															
<p>性別 男 生年 昭和 02 年 11 月 05 日 女 月日 平成</p>																																																															
<p>本籍地の都道府県コード 01 北海道</p>																																																															
<p>*氏名は、戸籍（中長期在留者については、在留カード又は住民票、特別永住者については、特別永住者証明書又は住民票、短期在留者については、旅券その他の身分を証する書類等）に記載されている文字を使用すること。</p>																																																															
<p>現住所 北海道札幌市白石区青葉町1-24-36 TEL. 011-231-XXXX 〒 003-0000</p>																																																															
<p>学校名 北海道文教短期大学 学校コード 01410</p>																																																															
<p>卒業 ①既卒業者 ②卒業見込者 年月日 昭和 24 年 03 月 平成 24 年 03 月</p>																																																															
<p>管理栄養士課程の者のみ記載すること。 4年制の管理栄養士課程を1.履修している 2.履修していない</p>																																																															
<p>実務期間（見込み） 1.既に、規定の実務を終了している。 2.現在、規定の実務を終了していないが、平成27年3月31日までに規定の実務を終了する見込である。</p>																																																															
<p>該当者のみ記載すること。 学位授与機構の認定する栄養学に関する専攻科を履修している。 1.専攻科1年(31単位以上) 2.専攻科2年(62単位以上)</p>																																																															
<p>実務期間（見込みを含む。） 計 03 年 00 ヶ月 ※合計を記載。</p>																																																															
<p>*実務開始日から、規定の実務を終了する見込みの日までを記入すること。 *実務施設が数ヶ所にわたる場合、実務施設ごとに記載すること。</p>																																																															
<p>実務終了（見込）期間</p>																																																															
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="12" style="text-align: center;">終了・見込み (いざかに〇をすること。)</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>昭和 24 年 04 月 01 日</td> <td>～</td> <td>昭和 27 年 03 月 31 日</td> <td>1.</td> <td>終了</td> <td>②</td> <td>見込み</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>昭和 平成 年 月 日</td> <td>～</td> <td>昭和 平成 年 月 日</td> <td>1.</td> <td>終了</td> <td>2.</td> <td>見込み</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>昭和 平成 年 月 日</td> <td>～</td> <td>昭和 平成 年 月 日</td> <td>1.</td> <td>終了</td> <td>2.</td> <td>見込み</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>昭和 平成 年 月 日</td> <td>～</td> <td>昭和 平成 年 月 日</td> <td>1.</td> <td>終了</td> <td>2.</td> <td>見込み</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>昭和 平成 年 月 日</td> <td>～</td> <td>昭和 平成 年 月 日</td> <td>1.</td> <td>終了</td> <td>2.</td> <td>見込み</td> </tr> </table>												終了・見込み (いざかに〇をすること。)												1	昭和 24 年 04 月 01 日	～	昭和 27 年 03 月 31 日	1.	終了	②	見込み	2	昭和 平成 年 月 日	～	昭和 平成 年 月 日	1.	終了	2.	見込み	3	昭和 平成 年 月 日	～	昭和 平成 年 月 日	1.	終了	2.	見込み	4	昭和 平成 年 月 日	～	昭和 平成 年 月 日	1.	終了	2.	見込み	5	昭和 平成 年 月 日	～	昭和 平成 年 月 日	1.	終了	2.	見込み
終了・見込み (いざかに〇をすること。)																																																															
1	昭和 24 年 04 月 01 日	～	昭和 27 年 03 月 31 日	1.	終了	②	見込み																																																								
2	昭和 平成 年 月 日	～	昭和 平成 年 月 日	1.	終了	2.	見込み																																																								
3	昭和 平成 年 月 日	～	昭和 平成 年 月 日	1.	終了	2.	見込み																																																								
4	昭和 平成 年 月 日	～	昭和 平成 年 月 日	1.	終了	2.	見込み																																																								
5	昭和 平成 年 月 日	～	昭和 平成 年 月 日	1.	終了	2.	見込み																																																								
7																																																															
8																																																															
9																																																															
<p>実施施設が 6 ヶ所以上の場合は、下および右の余白に「実務終了（見込）期間」と「終了・見込み」を手書きで記載してください。</p>																																																															
<p>未記入</p>																																																															

別紙様式第3 <記入例>

25cm (表面)

受験希望地		北海道	
ふりがな	たなか たろう		
氏名	田中 太郎		
性別	(男)	女	
生年月日	昭和 平成 2 年 11 月 5 日		
受験番号	※ 第 号		
本籍地 (都道府県のみ記入)	北海道		
連絡先	自宅	住所	003-0000 札幌市 白石区青葉町1-24-36
	電話		011-231-XXXX
	勤務先	名称	青葉病院栄養科
		電話	011-231-0000

別紙様式第3

第29回 管理栄養士国家試験写真台紙

写真貼付欄
(枠内に貼付のこと)

出願前6ヶ月以内に脱帽して正面から無背景で撮影した縦6cm、横4cmの上半身像であって、その裏面に撮影年月日及び氏名を記入し、所定の枠内に貼り付けること。
(スナップ写真は不可)

平成27年 / 月 10 日撮影

連絡のとれる電話番号を記入すること（携帯電話等）。

勤務する部署の直通電話番号がある場合は、直通電話番号を記入すること。

日中、連絡のできる施設を記入すること。
現在、無職の者は未記入で構わない。

(裏面)

注 意

- 1) この表の記入は青または黒インク・ボールペンを用い、文字は楷書ではっきりと記載すること。ただし※印欄は記載しないこと。
- 2) 受験希望地は受験しようとする試験地、例えば北海道、東京都等のように記載すること。
- 3) 氏名は必ず「ふりがな」を付けること。男女のいずれか該当する文字を○で囲むこと。
- 4) 本籍及び現住所は略記することなく、詳細に記載すること。
なお、現住所は他の者の住居に同居している場合は、「何某方」も必ず記載すること。
- 5) 写真は出願前6ヶ月以内に、正面上半身、無背景脱帽で撮影したもので、縦6センチメートル、横4センチメートルとし、写真の貼付欄に貼り、撮影年月日を記載すること。
- 6) スナップ写真厳禁とする。
- 7) 記入を誤った場合は、必ず受験者本人の印鑑または自署により訂正し、提出すること。
- 8) 連絡先の電話番号（携帯電話等）は、日中つながるものと記入すること。

別紙様式第5の① <記入例>

作成にあたっての注意

- (1) 記入は黒か青のインクのペン又はボールペンを用い、字をくずさずに記入してください。
- (2) 記入もれ、誤記があった場合は受験できません。十分注意してください。
- (3) 記入もれ、誤記のないよう、□の事項について確認(□に✓をつける)しながら、記入してください。

第29回管理栄養士国家試験 別紙様式第5の①		<input type="checkbox"/> 標定の実務を終了している者	<input type="checkbox"/> 標定の実務の一部を終了している者*								
実務証明書 (栄養士業務従事証明書)											
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <input type="checkbox"/> 栄養士免許 取得(登録) 日以降の日 付となって いるか。 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <input type="checkbox"/> 実務 施設名 が一 致して いるか。 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <input type="checkbox"/> 標 該 当 す る 記 号 を ○ 印 で 囲 ん で い る か。 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <input type="checkbox"/> 実務終了日 以降の日付 で証明して いるか。 </div>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%;">氏名</td> <td style="width: 40%;">田中 太郎</td> <td style="width: 15%;">栄養士免許 取得年月日</td> <td style="width: 20%;">昭和 23年 3月 25日 <small>(平成)</small></td> </tr> <tr> <td>生年月日</td> <td>昭和 (平成) 2 年 11 月 5 日</td> <td>免許番号</td> <td>都道府県名 北海道 第 1111 号</td> </tr> </table>			氏名	田中 太郎	栄養士免許 取得年月日	昭和 23年 3月 25日 <small>(平成)</small>	生年月日	昭和 (平成) 2 年 11 月 5 日	免許番号	都道府県名 北海道 第 1111 号
	氏名	田中 太郎	栄養士免許 取得年月日	昭和 23年 3月 25日 <small>(平成)</small>							
	生年月日	昭和 (平成) 2 年 11 月 5 日	免許番号	都道府県名 北海道 第 1111 号							
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">1 実務施設の名称</td> <td style="width: 40%;">青葉病院</td> <td style="width: 30%;">電話番号</td> <td>011-231-0000</td> </tr> <tr> <td>所在地</td> <td colspan="3">札幌市白石区青葉町1-24-36</td> </tr> </table>			1 実務施設の名称	青葉病院	電話番号	011-231-0000	所在地	札幌市白石区青葉町1-24-36		
	1 実務施設の名称	青葉病院	電話番号	011-231-0000							
	所在地	札幌市白石区青葉町1-24-36									
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">2 実務期間</td> <td style="width: 40%;">昭和 (平成) 23年 4月 1 日 ~ 昭和 (平成) 27年 1月 4 日</td> <td style="width: 30%;">実務期間</td> <td>3年9ヶ月4日</td> </tr> </table>			2 実務期間	昭和 (平成) 23年 4月 1 日 ~ 昭和 (平成) 27年 1月 4 日	実務期間	3年9ヶ月4日				
	2 実務期間	昭和 (平成) 23年 4月 1 日 ~ 昭和 (平成) 27年 1月 4 日	実務期間	3年9ヶ月4日							
	3 厚生労働省令で定める施設の種類(該当する記号を1つ選んで○印で囲むこと。)										
	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="flex: 1;"> <p>(ア) 寄宿舎・学校・病院・社会福祉施設その他事業所の給食施設</p> <p>(イ) 食品の製造、加工、調理又は販売を業とする営業施設</p> <p>(ウ) 学校、専修学校又は各種学校</p> <p>(エ) 栄養に関する研究施設</p> <p>(オ) 保健所その他の栄養に関する事務を所掌する行政機関</p> <p>(カ) 栄養に関する知識の普及向上その他の栄養の指導の業務が行われている施設</p> </div> <div style="flex: 1;"></div> </div>										
4 栄養指導業務の内容(該当するものすべてを○印で囲むこと。)											
<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="flex: 1;"> <p>(ア) 献立作成</p> <p>(イ) 食品材料の選択</p> <p>(ウ) 栄養に関する教育</p> <p>(エ) 栄養に関する調査研究</p> <p>(オ) 栄養行政に関する業務</p> <p>(カ) 栄養に関する相談、指導</p> <p>(キ) 栄養に関する知識の普及向上</p> </div> <div style="flex: 1;"></div> </div>											
A 上記のとおり、厚生労働省令で定める施設において、栄養士として栄養の指導に従事していることを証明します。		B 左記の施設から給食業務等の委託を受けていますことを証明します。									
平成 27年 1月 4 日		平成 27年 1月 10 日									
実務施設名 青葉病院 実務施設長名 院長 青葉一郎		<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px 5px; margin-right: 10px;"> <input type="checkbox"/> 印 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px 5px; margin-right: 10px;"> <input type="checkbox"/> 職印 </div> <div>受託会社名 株式会社若葉フードサービス</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px 5px; margin-right: 10px;"> <input type="checkbox"/> 印 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px 5px; margin-right: 10px;"> <input type="checkbox"/> 職印 </div> <div>受託会社社長名 若葉正</div> </div>									

注意 ○1. の実務施設の名称、所在地は実際に仕事をしている施設(実務施設)を記入すること。

受託会社を記入するものではない。証明欄Aは、実務施設の証明をとること。

○実際に仕事をしている施設(実務施設)と雇用されている会社が異なる(委託や派遣など)場合は、A欄とB欄の証明をとること。

○証明印はいずれも職印とすること。なお、施設において職印がない場合には施設長の個人印でも構わない。
 ○パート又は非常勤で栄養指導業務に従事している場合であっても、週4日以上かつ1日6時間以上勤務している場合については、実務として認める(週3日で1日8時間や、週5日で1日5時間等の場合は、実務として認められない)。

*実務施設が2ヶ所以上あり、一方の施設で規定の実務期間の一部を終え、他方で不足の実務を行っている場合は、「実務証明書」(別紙様式第5の①)及び「実務終了見込証明書」(別紙様式第5の②)を作成し、提出すること。

○記載事項に誤りがあり、訂正する場合は、必ず記載した証明者の印により訂正し、提出すること。
 出願者個人の訂正印は認められない。

別紙様式第5の② <記入例>

第29回管理栄養士国家試験 別紙様式第5の②											
平成27年3月31日までに規定の実務を終了見込みの者 規定の実務の一部が終了見込みの者※も含む											
実務終了見込証明書 (栄養士業務従事見込証明書)											
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">氏名</td> <td style="width: 40%;">田中 太郎</td> <td style="width: 15%;">栄養士免許取得年月日</td> <td style="width: 30%;">昭和24年3月25日 平成</td> </tr> <tr> <td>生年月日</td> <td>昭和(平成)2年11月5日</td> <td>免許番号</td> <td>都道府県名北海道 第111号</td> </tr> </table>				氏名	田中 太郎	栄養士免許取得年月日	昭和24年3月25日 平成	生年月日	昭和(平成)2年11月5日	免許番号	都道府県名北海道 第111号
氏名	田中 太郎	栄養士免許取得年月日	昭和24年3月25日 平成								
生年月日	昭和(平成)2年11月5日	免許番号	都道府県名北海道 第111号								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%;">1 実務施設の名称</td> <td style="width: 40%;">青葉病院</td> <td style="width: 35%;">電話番号</td> <td>011-231-0000</td> </tr> <tr> <td>所在地</td> <td colspan="3">札幌市白石区青葉町1-24-36</td> </tr> </table>				1 実務施設の名称	青葉病院	電話番号	011-231-0000	所在地	札幌市白石区青葉町1-24-36		
1 実務施設の名称	青葉病院	電話番号	011-231-0000								
所在地	札幌市白石区青葉町1-24-36										
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%;">2 実務期間</td> <td style="width: 40%;">平成24年4月1日 ~ 平成27年3月31日</td> <td style="width: 35%;">実務期間 (終了見込みを含む) (平成27年3月31日までに規定の実務が終了すること)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>3年0ヶ月 日</td> </tr> </table>				2 実務期間	平成24年4月1日 ~ 平成27年3月31日	実務期間 (終了見込みを含む) (平成27年3月31日までに規定の実務が終了すること)			3年0ヶ月 日		
2 実務期間	平成24年4月1日 ~ 平成27年3月31日	実務期間 (終了見込みを含む) (平成27年3月31日までに規定の実務が終了すること)									
		3年0ヶ月 日									
<p>3 厚生労働省令で定める施設の種類（該当する記号を1つ選んで○印で囲むこと。）</p> <p>Ⓐ 寄宿舎・学校・病院・社会福祉施設その他事業所の給食施設 イ 食品の製造、加工、調理又は販売を業とする営業施設 ウ 学校、専修学校又は各種学校 エ 栄養に関する研究施設 オ 保健所その他の栄養に関する事務を所掌する行政機関 カ 栄養に関する知識の普及向上その他の栄養の指導の業務が行われている施設</p>											
<p>4 栄養指導業務の内容（該当するものすべてを○印で囲むこと。）</p> <p>Ⓐ 献立作成 イ 食品材料の選択 ウ 栄養に関する教育 エ 栄養に関する調査研究 オ 栄養行政に関する業務 カ 栄養に関する相談、指導 キ 栄養に関する知識の普及向上</p>											
<p>A 上記のとおり、厚生労働省令で定める施設において、栄養士として栄養の指導に従事していることを証明します。</p> <p>平成27年1月4日</p> <p>実務施設名 青葉病院</p> <p>実務施設長名 院長 青葉一郎</p>		<p>B 左記の施設から給食業務等の委託を受けていることを証明します。</p> <p>平成27年1月10日</p> <p>受託会社名 株式会社若葉システムズ</p> <p>受託会社社長名 若葉正</p>									
<p>注意 ○1. の実務施設の名称、所在地は実際に仕事をしている施設（実務施設）を記入すること。 受託会社を記入するものではない。証明欄Aは、実務施設の証明をとること。 ○実際に仕事をしている施設（実務施設）と雇用されている会社が異なる（委託や派遣など）場合は、A欄とB欄の証明をとること。 ○証明印はいずれも職印とすること。なお、施設において職印がない場合には施設長の個人印でも構わない。 ○パート又は非常勤で栄養の指導に従事している場合であっても、週4日以上かつ1日6時間以上勤務している場合については、実務として認める（週3日で1日8時間や、週5日で1日5時間等の場合は、実務として認められない）。 ○受験願書提出時に規定の実務を終了していない者にあっては、平成27年3月31日までに規定の実務が終了する見込みであることを証明した「実務終了見込証明書」（別紙様式第5の②）を提出し、受験後、期日内に見込みであった期間を終了したことを証明する「実務終了証明書」（別紙様式第5の③）を提出すること。提出が無い場合は受験は無効になるので注意すること。 ※実務施設が2ヶ所以上あり、一方の施設で規定の実務期間の一部を終え、他方で不足の実務を行っている場合は、「実務証明書」（別紙様式第5の①）及び「実務終了見込証明書」（別紙様式第5の②）を作成し、提出すること。 ○記載事項に誤りがあり、訂正する場合は、必ず記載した証明者の印により訂正し、提出すること。 出願者個人の訂正印は認められない。</p>											

実務施設名が一致しているか。

該当する記号を○印で囲んでいるか。

実務期間が正しく記入されているか。

3年に満たない記入例
平成24年4月2日
~平成27年3月31日

実務終了見込以前の日付で証明しているか。

別紙様式第5の③ <記入例>

第29回管理栄養士国家試験 別紙様式第5の③		実務終了見込み証明書を提出した者																																	
実務終了証明書 (栄養士業務従事証明書)																																			
<p>願書提出時に「実務終了見込証明書」(別紙様式第5の②)を提出した者にあっては、実務が終了したことと証明する「実務終了証明書」(別紙様式第5の③)を提出する必要があり、平成27年4月1日(水)から同年4月7日(火)までに提出がなかった場合には受験は無効となるので注意すること。</p>																																			
受験地	北海道																																		
受験番号	8888																																		
氏名	田中 太郎	栄養士免許取得年月日 昭和 24年 3月 25日																																	
生年月日	昭和 2 年 11 月 5 日	免許番号 都道府県名 北海道 第 1111 号																																	
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">1 実務施設の名称</td> <td>青葉病院</td> <td>電話番号 011-231-0000</td> </tr> <tr> <td>所在地</td> <td colspan="2">木更津市白石区青葉町 1-24-36</td> </tr> <tr> <td>2 実務期間</td> <td>平成 24 年 4 月 1 日 ~ 平成 27 年 3 月 31 日</td> <td>実務期間 (平成27年3月31日までに規定の実務が終了していること) 3年0ヶ月</td> </tr> <tr> <td colspan="3">3 厚生労働省令で定める施設の種類 (該当する記号を1つ選んで○印で囲むこと。)</td> </tr> <tr> <td colspan="3"> <input checked="" type="checkbox"/> ⑦ 寄宿舎・学校・病院・社会福祉施設その他事業所の給食施設 <input type="checkbox"/> イ 食品の製造、加工、調理又は販売を業とする営業施設 <input type="checkbox"/> ウ 学校、専修学校又は各種学校 <input type="checkbox"/> エ 栄養に関する研究施設 <input type="checkbox"/> オ 保健所その他の栄養に関する事務を所掌する行政機関 <input type="checkbox"/> カ 栄養に関する知識の普及向上その他の栄養の指導の業務が行われている施設 </td> </tr> <tr> <td colspan="3">4 栄養指導業務の内容 (該当するものすべてを○印で囲むこと。)</td> </tr> <tr> <td colspan="3"> <input type="checkbox"/> ⑦ 献立作成 <input type="checkbox"/> イ 食品材料の選択 <input type="checkbox"/> ウ 栄養に関する教育 <input type="checkbox"/> エ 栄養に関する調査研究 <input type="checkbox"/> オ 栄養行政に関する業務 <input type="checkbox"/> カ 栄養に関する相談、指導 <input type="checkbox"/> キ 栄養に関する知識の普及向上 </td> </tr> <tr> <td colspan="2">A 上記のとおり、厚生労働省令で定める施設において、栄養士として栄養の指導に従事していることを証明します。</td> <td>B 左記の施設から給食業務等の委託を受けていることを証明します。</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">平成 27 年 3 月 31 日</td> <td style="text-align: center;">平成 27 年 4 月 3 日</td> </tr> <tr> <td colspan="2"> 実務施設名 青葉病院 実務施設長名 院長 青葉一郎 </td> <td> 受託会社名 株式会社若葉フードサービス 受託会社社長名 若葉 正 </td> </tr> <tr> <td colspan="3"> 注意 ○1. の実務施設の名称、所在地は実際に仕事をしている施設(実務施設)を記入すること。 受託会社を記入するものではない。証明欄Aは、実務施設の証明をとること。 ○実際に仕事をしている施設(実務施設)と雇用されている会社が異なる(委託や派遣など)場合は、A欄とB欄の証明をとること。 ○証明印はいずれも職印とすること。なお、施設において職印がない場合には施設長の個人印でも構わない。 ○パート又は非常勤で栄養の指導に従事している場合であっても、週4日以上かつ1日6時間以上勤務している場合については、実務として認める(週3日で1日8時間や、週5日で1日5時間等の場合は、実務として認められない)。 *実務施設が2ヶ所以上あり、受験願書提出時に「実務証明書」(別紙様式第5の①)及び「実務終了見込証明書」(別紙様式第5の②)の2種類を提出した者は、「実務終了見込証明書」(別紙様式第5の②)に該当する期間のみ、「実務終了証明書」(別紙様式第5の③)を作成し、提出すること。 ○記載事項に誤りがあり、訂正する場合は、必ず記載した証明者の印により訂正し、提出すること。 出願者個人の訂正印は認められない。 </td> </tr> </table>			1 実務施設の名称	青葉病院	電話番号 011-231-0000	所在地	木更津市白石区青葉町 1-24-36		2 実務期間	平成 24 年 4 月 1 日 ~ 平成 27 年 3 月 31 日	実務期間 (平成27年3月31日までに規定の実務が終了していること) 3年0ヶ月	3 厚生労働省令で定める施設の種類 (該当する記号を1つ選んで○印で囲むこと。)			<input checked="" type="checkbox"/> ⑦ 寄宿舎・学校・病院・社会福祉施設その他事業所の給食施設 <input type="checkbox"/> イ 食品の製造、加工、調理又は販売を業とする営業施設 <input type="checkbox"/> ウ 学校、専修学校又は各種学校 <input type="checkbox"/> エ 栄養に関する研究施設 <input type="checkbox"/> オ 保健所その他の栄養に関する事務を所掌する行政機関 <input type="checkbox"/> カ 栄養に関する知識の普及向上その他の栄養の指導の業務が行われている施設			4 栄養指導業務の内容 (該当するものすべてを○印で囲むこと。)			<input type="checkbox"/> ⑦ 献立作成 <input type="checkbox"/> イ 食品材料の選択 <input type="checkbox"/> ウ 栄養に関する教育 <input type="checkbox"/> エ 栄養に関する調査研究 <input type="checkbox"/> オ 栄養行政に関する業務 <input type="checkbox"/> カ 栄養に関する相談、指導 <input type="checkbox"/> キ 栄養に関する知識の普及向上			A 上記のとおり、厚生労働省令で定める施設において、栄養士として栄養の指導に従事していることを証明します。		B 左記の施設から給食業務等の委託を受けていることを証明します。	平成 27 年 3 月 31 日		平成 27 年 4 月 3 日	実務施設名 青葉病院 実務施設長名 院長 青葉一郎		受託会社名 株式会社若葉フードサービス 受託会社社長名 若葉 正	注意 ○1. の実務施設の名称、所在地は実際に仕事をしている施設(実務施設)を記入すること。 受託会社を記入するものではない。証明欄Aは、実務施設の証明をとること。 ○実際に仕事をしている施設(実務施設)と雇用されている会社が異なる(委託や派遣など)場合は、A欄とB欄の証明をとること。 ○証明印はいずれも職印とすること。なお、施設において職印がない場合には施設長の個人印でも構わない。 ○パート又は非常勤で栄養の指導に従事している場合であっても、週4日以上かつ1日6時間以上勤務している場合については、実務として認める(週3日で1日8時間や、週5日で1日5時間等の場合は、実務として認められない)。 *実務施設が2ヶ所以上あり、受験願書提出時に「実務証明書」(別紙様式第5の①)及び「実務終了見込証明書」(別紙様式第5の②)の2種類を提出した者は、「実務終了見込証明書」(別紙様式第5の②)に該当する期間のみ、「実務終了証明書」(別紙様式第5の③)を作成し、提出すること。 ○記載事項に誤りがあり、訂正する場合は、必ず記載した証明者の印により訂正し、提出すること。 出願者個人の訂正印は認められない。		
1 実務施設の名称	青葉病院	電話番号 011-231-0000																																	
所在地	木更津市白石区青葉町 1-24-36																																		
2 実務期間	平成 24 年 4 月 1 日 ~ 平成 27 年 3 月 31 日	実務期間 (平成27年3月31日までに規定の実務が終了していること) 3年0ヶ月																																	
3 厚生労働省令で定める施設の種類 (該当する記号を1つ選んで○印で囲むこと。)																																			
<input checked="" type="checkbox"/> ⑦ 寄宿舎・学校・病院・社会福祉施設その他事業所の給食施設 <input type="checkbox"/> イ 食品の製造、加工、調理又は販売を業とする営業施設 <input type="checkbox"/> ウ 学校、専修学校又は各種学校 <input type="checkbox"/> エ 栄養に関する研究施設 <input type="checkbox"/> オ 保健所その他の栄養に関する事務を所掌する行政機関 <input type="checkbox"/> カ 栄養に関する知識の普及向上その他の栄養の指導の業務が行われている施設																																			
4 栄養指導業務の内容 (該当するものすべてを○印で囲むこと。)																																			
<input type="checkbox"/> ⑦ 献立作成 <input type="checkbox"/> イ 食品材料の選択 <input type="checkbox"/> ウ 栄養に関する教育 <input type="checkbox"/> エ 栄養に関する調査研究 <input type="checkbox"/> オ 栄養行政に関する業務 <input type="checkbox"/> カ 栄養に関する相談、指導 <input type="checkbox"/> キ 栄養に関する知識の普及向上																																			
A 上記のとおり、厚生労働省令で定める施設において、栄養士として栄養の指導に従事していることを証明します。		B 左記の施設から給食業務等の委託を受けていることを証明します。																																	
平成 27 年 3 月 31 日		平成 27 年 4 月 3 日																																	
実務施設名 青葉病院 実務施設長名 院長 青葉一郎		受託会社名 株式会社若葉フードサービス 受託会社社長名 若葉 正																																	
注意 ○1. の実務施設の名称、所在地は実際に仕事をしている施設(実務施設)を記入すること。 受託会社を記入するものではない。証明欄Aは、実務施設の証明をとること。 ○実際に仕事をしている施設(実務施設)と雇用されている会社が異なる(委託や派遣など)場合は、A欄とB欄の証明をとること。 ○証明印はいずれも職印とすること。なお、施設において職印がない場合には施設長の個人印でも構わない。 ○パート又は非常勤で栄養の指導に従事している場合であっても、週4日以上かつ1日6時間以上勤務している場合については、実務として認める(週3日で1日8時間や、週5日で1日5時間等の場合は、実務として認められない)。 *実務施設が2ヶ所以上あり、受験願書提出時に「実務証明書」(別紙様式第5の①)及び「実務終了見込証明書」(別紙様式第5の②)の2種類を提出した者は、「実務終了見込証明書」(別紙様式第5の②)に該当する期間のみ、「実務終了証明書」(別紙様式第5の③)を作成し、提出すること。 ○記載事項に誤りがあり、訂正する場合は、必ず記載した証明者の印により訂正し、提出すること。 出願者個人の訂正印は認められない。																																			

実務施設名が一致しているか。

該当する記号を○印で囲んでいるか。

実務終了日以降の日付で証明しているか。

平成27年3月31日までに実務が終了しているか。

養成施設コード番号一覧

コード番号	養成施設の名称	コード番号	養成施設の名称	コード番号	養成施設の名称
<管理栄養士養成施設>					
北海道		13748	佐伯栄養学校管理栄養士特例科	大阪	
01119	藤女子大学食物栄養学科 (H 8年以降入学者)	13165	華学園栄養専門学校管理栄養士科	27122	大阪市立大学食品栄養科学科
01120	天使大学栄養学科	14112	鎌倉女子大学管理栄養学科 (管理栄養士専攻)	27123	大手前栄養学院専門学校 管理栄養学科
01121	酪農学園大学食と健康学類管理栄養士コース (健康栄養学専攻)	14113	相模女子大学管理栄養学科 (管理栄養士専攻)	27124	大阪樟蔭女子大学管理栄養士専攻 (食物栄養学科)
01122	北海道文教大学健康栄養学科	14115	関東学院大学健康栄養学科	27125	大阪府立大学(大阪府立看護大学) 栄養療法学専攻
01123	名寄市立大学栄養学科	14116	神奈川県立保健福祉大学栄養学科	27126	(栄養療法学科)(総合リハビリテーション学科)栄養療法学専攻
青森		14116	神奈川県立保健福祉大学栄養学科	千里金蘭大学	食物栄養学科
02107	青森県立保健大学栄養学科	14117	文教大学管理栄養学科	27127	関西福祉科学大学福祉栄養学科
岩手		14118	神奈川工科大学栄養生命科学科	27128	大阪青山大学健康栄養学科
03105	盛岡大学栄養科学科	新潟		27129	羽衣国際大学食物栄養学科 (人間生活学科食物栄養専攻)
宮城		15106	新潟医療福祉大学健康栄養学科	27130	相愛大学発達栄養学科
04106	宮城学院女子大学食品栄養学科 (管理栄養士専攻)	15107	北里大学保健衛生専門学院管理栄養科	27131	帝塚山学院大学食物栄養学科
04109	仙台白百合女子大学管理栄養専攻 (健康栄養専攻)	15108	北陸食育フードカレッジ管理栄養士学科	兵庫	
04110	尚絅学院大学健康栄養学科	15109	新潟県立大学健康栄養学科	28117	武庫川女子大学食物栄養学科 (管理栄養士専攻)
04111	東北生活文化大学健康栄養学専攻	福井		28118	神戸学院大学栄養学科
福島		18104	仁愛大学健康栄養学科	28119	神戸女子大学管理栄養士養成課程
07106	郡山女子大学食物栄養学科 (管理栄養専攻)	山梨		28120	甲子園大学栄養学科
茨城		19102	山梨学院大学管理栄養学科	28122	兵庫大学栄養マネジメント学科
08106	茨城キリスト教大学食物健康科学科	長野		28123	園田学園女子大学食物栄養学科
08107	常磐大学健康栄養学科	20104	松本大学健康栄養学科	28124	神戸松蔭女子学院大学食物栄養専攻 (生活学科)
08109	つくば国際大学保健栄養学科	岐阜		28125	兵庫県立大学環境人間学科
群馬		21106	岐阜女子大学健康栄養学科 (管理栄養士専攻)	奈良	
10105	高崎健康福祉大学健康栄養学科	21107	東海学院大学食健康学科	29107	近畿大学食品栄養学科 (管理栄養士専攻)
10107	桐生大学栄養学科	静岡		29108	畿央大学健康栄養学科 (健康生活学科健康栄養専攻)
埼玉		22111	静岡県立大学栄養生命科学科 (栄養学科) (H13年以降入学者)	29109	奈良女子大学食物栄養学科
11107	女子栄養大学実践栄養学科 (実践栄養学専攻)	22112	浜松大学健康栄養学科	29110	帝塚山大学食物栄養学科(H18年以降入学者)
11112	城西大学医療栄養学科	愛知		岡山	
11113	十文字学園女子大学食物栄養学科	23125	楣山女学園大学管理栄養学科 (管理栄養士専攻)(H12年以降)	33120	美作大学管理栄養士養成課程 (美作女子大学管理栄養士専攻)(H12年以降)
11114	人間総合科学大学健康栄養学科	23122	楣山女学園大学(管理栄養士専攻)	33102	美作女子大学管理栄養士専攻
千葉		23123	名古屋女子大学食物栄養学科 (家政学科)	33112	ノートルダム清心女子大学食品栄養学科(管理栄養士専攻)
12107	和洋女子大学健康栄養学専修 (健康栄養学科) (管理栄養士専攻)	23126	至学館大学(中京女子大学) 栄養科学科	33114	岡山県立大学栄養学科
12111	聖徳大学人間栄養学科 (管理栄養士専攻)	23127	愛知学泉大学管理栄養士専攻 (家政学科)	33119	川崎医療福祉大学臨床栄養学科
12114	千葉県立保健医療大学栄養学科	23128	名古屋学芸大学管理栄養学科	33121	中国学園大学人間栄養学科
東京		23129	金城学院大学食環境栄養学科	33122	岡山学院大学食物栄養学科
13140	大妻女子大学管理栄養士専攻	23130	名古屋文理大学健康栄養学科	33123	くらしき作陽大学栄養学科
13141	共立女子大学管理栄養士専攻	23131	東海学園大学管理栄養学科	広島	
13142	実践女子大学管理栄養士専攻	23132	名古屋経済大学管理栄養学科	34114	広島文教女子大学人間栄養学科
13143	東京家政大学管理栄養士専攻	23133	修文大学管理栄養学科	34115	広島女学院大学管理栄養学科 (生活科学科食物栄養専攻)
13144	東京家政学院大学健康栄養学科 (管理栄養士専攻) (家政学科管理栄養士専攻)	23134	愛知学院大学健康栄養学科	34117	安田女子大学管理栄養学科
13145	東京農業大学管理栄養士専攻	23135	中部大学管理栄養科学専攻	34118	県立広島大学健康科学科
13146	日本女子大学管理栄養士専攻	三重		34121	福山大学生命栄養科学科
13147	昭和女子大学管理栄養学科 (管理栄養士専攻) (生活科学科管理栄養士専攻)	24106	鈴鹿医療科学大学医療栄養学科管理栄養コース (医療栄養学科)	山口	
13157	二葉栄養専門学校管理栄養士学科	滋賀		35106	山口県立大学栄養学科 (山口女子大学管理栄養士専攻)
13158	東京栄養食糧専門学校管理栄養士科	25103	滋賀県立大学生活栄養学科 (生活文化学科食生活専攻)	35107	東亞大学健康栄養学科 (医療栄養学科)
13160	お茶の水女子大学食物栄養学講座	京都		徳島	
13161	東京聖栄大学管理栄養学科	26109	同志社女子大学管理栄養士専攻	36105	徳島大学栄養学科
13162	東京医療保健大学医療栄養学科	26111	京都女子大学食物栄養学科	36106	徳島文理大学食物栄養学科 (管理栄養士専攻)
13163	帝京平成大学健康栄養学科	26112	京都栄養医療専門学校(京都栄養士専門学校)管理栄養士科	36107	四国(女子)大学管理栄養士養成課程
13164	駒沢女子大学健康栄養学科	26113	京都光華女子大学健康栄養学科 (人間健康学科)		
		26114	京都府立大学食保健学科		

コード番号	養成施設の名称	コード番号	養成施設の名称	コード番号	養成施設の名称
高 知			<栄養士養成施設>		
39103	高知県立大学健康栄養学科 (高知女子大学健康栄養学科)		北 海 道		
福 岡		01501	北海道学院	茨 城	
40114	九州女子大学栄養学科 (管理栄養士専攻)	01502	北海道栄養学校	08401	常磐短期大学 (常磐大学短期大学部)
40115	中村学園大学栄養科学科 (食物栄養学科)	01503	函館栄養専門学校		(常磐学園短期大学)
	(食物栄養学科管理栄養士専攻)	01504	北海道栄養学校本科	08402	つくば国際短期大学 (土浦短期大学)
40116	九州栄養福祉大学食物栄養学科	01505	光塩学園家政専門学校	08508	鯉淵学園生活栄養科学科(2年)
40117	西南女学院大学栄養学科	01206	帯広畜産大学畜産学部	08603	鯉淵学園生活栄養科(3年)
40118	福岡女子大学食・健康学科 (栄養健康科学科)	01407	天使女子短期大学	08903	鯉淵学園農業栄養専門学校生活栄養科学科 (鯉淵学園専門課程生活栄養科学科(4年))
佐 賀		01408	藤女子短期大学		(生活栄養科学科)(4年)
41105	西九州大学健康栄養学科 (食物栄養学科)	01409	函館短期大学	08504	日本農業実践学園 (日本農業実践大学校)
	(食物栄養学科管理栄養士専攻)	01410	北海道文教大学短期大学部(短期大学) (北海道栄養短期大学)		(日本高等国民学校)
長 崎		01411	函館大谷女子短期大学	08505	晃陽看護栄養専門学校 (晃陽栄養専門学校)
42108	長崎県立大学栄養健康学科 (公立大学法人県立シーボルト大学)	01412	帯広大谷短期大学	08510	つくば栄養調理製菓専門学校栄養士学科
42109	長崎国際大学健康栄養学科	01413	旭川大学短期大学部 (旭川大学女子短期大学部)		
42110	活水女子大学食生活健康学科	01414	光塩学園女子短期大学	栃 木	
熊 本		01415	駒澤大学苦小牧短期大学 (苦小牧駒沢短期大学)	09501	宇都宮栄養専門学校
43104	熊本県立大学食健康科学科 (環境共生学科食・健康環境学専攻)	01416	市立名寄短期大学 (名寄女子短期大学)	09402	佐野短期大学栄養福祉専攻
43105	尚絅大学栄養科学科	01417	釧路短期大学	09403	宇都宮文星短期大学
大 分		01218	藤女子大学	群 馬	
44105	別府大学食物栄養学科	青 森		10501	明和生活学園
宮 崎		02501	弘前女子厚生専門学校	10402	桐生大学短期大学部 (桐生短期大学)
45102	南九州大学管理栄養学科	02502	東北女子専門学校		(桐丘短期大学)
鹿 児 島		02503	東北栄養専門学校	10403	明和学園短期大学 (明和女子短期大学)
46108	鹿児島純心女子大学健康栄養学科	02404	東北女子短期大学	10404	高崎健康福祉大学短期大学部 (群馬女子短期大学)
		02205	東北女子大学	10506	東日本栄養医薬専門学校 (東日本ふくし・栄養専門学校)
		02406	青森中央短期大学	埼 玉	
		岩 手		11201	文教大学教育学部(家政学部)
		03501	盛岡生活学園	11402	十文字学園女子大学短期大学部 (十文字学園女子短期大学)
		03402	盛岡大学短期大学部 (生活学園短期大学)	11503	埼玉県栄養専門学校
		03403	岩手県立大学盛岡短期大学部 (岩手県立盛岡短期大学)	11204	女子栄養大学栄養科学専攻
		03404	修紅短期大学	11405	国際学院埼玉短期大学 (国際栄養士専門学校)
		宮 城		11506	西武学園医学技術専門学校
		04201	東北大學農学部	11515	日本医科学衛生福祉専門学校
		04402	尚絅学院大学女子短期大学部 (尚絅女学院短期大学)	11508	平和学院衛生福祉専門学校
		04403	宮城学院女子短期大学	11409	武蔵丘短期大学
		04404	仙台白百合短期大学	千 葉	
		04205	宮城学院女子大学家政学専攻	12501	千葉県立栄養専門学院
		04208	仙台白百合女子大学	12502	昭和学院栄養専門学校
		04212	仙台大学体育学部	12403	和洋女子大学短期大学部 (和洋女子短期大学)
		秋 田		12210	聖徳大学食物栄養専攻
		05401	秋田栄養短期大学 (秋田経済法科大学短期大学部)	12404	聖徳大学短期大学部 (聖徳学園短期大学)
		05402	(秋田短期大学)	12205	和洋女子大学食物学専攻
		山 形		12406	千葉県立衛生短期大学
		06401	聖霊女子短期大学	12409	昭和学院短期大学
		06402	米沢女子短期大学	12213	川村学園女子大学
		06203	山形県立米沢女子短期大学	東 京	
		福 島		13501	東京高等栄養学校
		07401	山形大学地域教育文化学部	13402	学習院大学短期大学部
		07402	郡山女子大学短期大学部	13503	聖徳高等栄養学校
		07403	桜の聖母短期大学	13404	立正学園女子短期大学
		07404	福島学院大学短期大学部 (福島学院短期大学)	13205	共立女子大学食物学専攻
		07405	(福島女子短期大学)	13506	佐伯栄養専門学校栄養士科(2年) (佐伯栄養学校栄養士科(2年))
		07205	会津大学短期大学部 (会津県立会津短期大学)	13507	東京栄養食糧専門学校

コード番号	養成施設の名称	コード番号	養成施設の名称	コード番号	養成施設の名称
13508	香川栄養専門学校	15504	北里大学保健衛生専門学院(2年)	23413	名古屋文理大学短期大学部 (名古屋文理短期大学)
13509	東京栄養専門学校 (東京高等栄養学校栄養本科)	富 山	16501 富山栄養専門学校	23414	(名古屋栄養短期大学)
13510	赤堀栄養専門学校 (赤堀栄養学園)	16402 富山(女子)短期大学	23215	名古屋市立女子短期大学	
13511	服部栄養専門学校	石 川	17501 北陸栄養専門学院	23216	栄山女学園大学食品栄養学専攻
13412	女子栄養大学短期大学部(短期大学)	17402 北陸学院大学短期大学部 (北陸学院短期大学)	23217	(栄山女学園大学食物学専攻)	
13413	実践女子(学園)短期大学	17503 石川県立金沢女子専門学校 (石川県立金沢家庭専門学校)	23218	名古屋女子大学	
13414	戸板女子短期大学	17404 金沢学院短期大学 (金沢女子短期大学)	23419	愛知学泉大学	
13415	新渡戸文化短期大学(東京文化短期大学)	福 井	18401 福井女子短期大学	23420	(安城学園大学)
13416	昭和女子大学短期大学部	18402 仁愛女子短期大学	23219	(愛知女子大学)	
13417	東京家政大学短期大学部	山 梨	19401 山梨学院短期大学 (山梨学院大学短期大学部)	23218	中京女子大学
13418	川村短期大学	長 野	20401 飯田女子短期大学	23419	名古屋聖霊短期大学
13419	東京農業大学短期大学部	20402 長野県短期大学	23420	愛知江南短期大学	
13420	山脇学園短期大学	20403 長野女子短期大学	23521	(江南女子短期大学)	
13421	東京家政学院短期大学	岐 阜	21401 岐阜聖徳学園大学短期大学部 (聖徳学園女子短期大学)	三 重	(林学園女子短期大学)
13422	東横学園女子短期大学	21402 中京学院大学短期大学部 (中京短期大学)	24401	名古屋栄養専門学校	
13423	淑徳短期大学	21403 東海女子短期大学	24402	暁学園短期大学	
13424	爱国学園短期大学	21404 岐阜市立女子短期大学 (岐阜女子短期大学)	24403	(四日市大学短期大学部)	
13425	聖徳栄養短期大学	21205 岐阜女子大学	24404	三重中京大学短期大学部	
13426	青葉学園短期大学	静 岡	22401 静岡女子短期大学	24205	(松阪大学(女子)短期大学部)
13427	帝京短期大学	22402 富士見丘女子短期大学	24405	(松阪女子短期大学)	
13428	大妻女子大学短期大学部	22203 静岡女子大学	24403	鈴鹿短期大学	
13429	駒沢女子短期大学	22405 日本大学短期大学部	24404	(鈴鹿国際大学短期大学部)	
13430	東京都立立川短期大学	22406 東海大学短期大学部	24205	三重短期大学	
13231	昭和女子大学健康デザイン学科 (食物健康学(食物学)専攻)	22407 静岡英和学院大学短期大学部 (静岡英和女学院短期大学)	25401	鈴鹿医療科学大学	
13232	東京家政大学栄養学専攻	22208 静岡県立大学	滋 賀	滋賀県立短期大学	
13233	東京農業大学食品栄養学専攻 (栄養学専攻)	22409 静岡県立大学短期大学部	25202	滋賀県立大学	
13534	武蔵野栄養専門学校	愛 知	23401 金城学園大学短期大学部	25204	滋賀短期大学
13235	日本女子大学食物学専攻	23502 名古屋市立栄養専門学院	京 都	京都教育大学	
13536	二葉栄養専門学校	23503 名古屋文理栄養士専門学校 (名古屋文理短期大学栄養士養成所)	26201	京都女子大学	
13537	華学園栄養専門学校	(名古屋栄養短期大学栄養士養成所)	26202	京都短期大学	
13538	織田栄養専門学校	(名古屋栄養専門学院)	26403	(京都家政短期大学)	
13539	東京健康科学専門学校	23404 愛知学泉(女子)短期大学 (安城学園女子短期大学)	26404	京都女子大学短期大学部	
13242	実践女子大学家政学部家政学科	23405 名古屋女子大学短期大学部 (名古屋女学院短期大学)	26205	京都府立大学 (西京大学)	
13244	東京家政学院大学家政学部家政学科 栄養士養成課程	23406 東海大学短期大学部	26213	同志社女子大学(栄養士課程)	
13649	佐伯栄養学校栄養学科(3年)	22407 静岡英和学院大学短期大学部 (静岡英和女学院短期大学)	26406	京都短期大学	
13551	東京医薬専門学校	22208 静岡県立大学	26507	京都栄養医療(栄養士)専門学校	
13252	大妻女子大学食物学専攻	22409 静岡県立大学短期大学部	26408	京都聖母女学院短期大学	
13553	八王子栄養専門学校	愛 知	26410	(聖母女学院短期大学)	
13454	東京都立短期大学	23401 金城学園大学短期大学部	大 阪	京都光華女子大学短期大学部	
13455	川村学園女子大学	23502 名古屋市立栄養専門学院	27201	(光華女子短期大学)	
神奈川		23503 名古屋文理栄養士専門学校 (名古屋文理短期大学栄養士養成所)	27402	大阪女子大学	
14501	神奈川県立栄養専門学校	(名古屋栄養短期大学栄養士養成所)	27503	四天王寺国際仏教大学短期大学部	
14402	大和農芸家政短期大学	(名古屋栄養専門学院)	27504	大阪府立公衆衛生専門学校	
14403	鎌倉女子大学短期大学部 (京浜女子大学短期大学部)	23404 愛知学泉(女子)短期大学 (安城学園女子短期大学)	27505	大阪市立環境科学研究所附設栄養専門学校	
14404	相模女子大学短期大学部	23405 名古屋女子大学短期大学部 (名古屋女学院短期大学)	27406	(栄養学院)	
14405	小田原女子短期大学 (小田原女子学院短期大学)	23406 愛知みずほ大学短期大学部 (瑞穂短期大学)	27505	大手前栄養(製菓)(文化)学院専門学校	
14406	神奈川県立栄養短期大学	23407 一宮女子短期大学	27406	大阪成蹊(女子)短期大学	
14407	関東学院女子短期大学	23408 愛知文教女子短期大学 (稻沢女子短期大学)	27407	相愛女子短期大学	
14208	京浜女子大学食物栄養学科	23409 名古屋女子文化短期大学 (山田家政短期大学)	27408	大阪夕陽丘学園短期大学	
14209	相模女子大学健康栄養学科	23410 東海学園大学短期大学部 (東海学園女子短期大学)	27409	(大阪女子短期大学)	
14510	横浜栄養専門学校	23411 愛知女子短期大学 (すみれ女子短期大学)	27410	(大阪国際女子短期大学)	
14411	文教大学女子短期大学部 (立正女子大学短期大学部)	23412 名古屋経済大学短期大学部 (市邨学園短期大学)	27411	(帝国女子短期大学)	
新潟				27412	金蘭短期大学
15201	新潟大学教育学部			27413	大阪薰英女子短期大学
15402	県立新潟女子短期大学			27414	(薰英女子短期大学)
15603	悠久山栄養調理専門学校(3年)			27412	大阪青山(女子)短期大学
15503	悠久山栄養調理専門学校(2年)			27413	大阪女子短期大学
15604	北里大学保健衛生専門学院(3年)			27414	東大阪大学短期大学部
					(東大阪短期大学)

コード番号	養成施設の名称	コード番号	養成施設の名称	コード番号	養成施設の名称
27215	大阪樟蔭女子大学(平成13年度入学者まで)	広 島		40412	純真短期大学 (純真女子短期大学)
27232	大阪樟蔭女子大学	34401	広島女子短期大学	40513	平岡栄養士専門学校
27216	大阪国際女子大学(帝國女子大学)	34502	福山暁の星栄養・福祉専門学校 (福山暁の星学院栄養専門学校)	佐 賀	
27217	大阪市立大学	34403	広島女学院大学短期大学部	41501	佐賀栄養専門学院
27518	辻学園栄養専門学校	34404	鈴峯女子短期大学	41402	西九州大学短期大学部 (永原学園佐賀短期大学)
27519	学校法人河島学園睦栄養専門学校	34405	広島中央女子短期大学 (大下学園女子短期大学)	41403	佐賀女子短期大学
27320	大阪府立看護大学医療技術短期大学部	34406	広島文教女子大学短期大学部 (可部女子短期大学)	41204	西九州大学食物栄養学専攻 (家政学専攻) (佐賀家政大学)
27421	関西女子短期大学	34407	山陽女子短期大学	長 崎	
兵 庫		34408	広島文化学園短期大学 (広島文化(女子)短期大学)	42301	活水女子短期大学(3年)
28501	兵庫栄養調理製菓(兵庫栄養)専門学校	34209	県立広島女子大学 (広島女子大学)	42401	活水女子短期大学(2年)
28402	武庫川女子大学短期大学部 (武庫川女子短期大学)	34210	広島女学院大学	42402	玉木女子短期大学
28403	神戸女子短期大学	34419	比治山大学短期大学部	42403	長崎短期大学 (九州文化学園短期大学)
28404	神戸学院女子短期大学 (神戸森女子短期大学)	山 口		42404	長崎女子短期大学 (鶴鳴女子短期大学)
28405	園田学園女子大学短期大学部 (園田学園女子短期大学)	35401	山口女子短期大学	42405	長崎県立女子短期大学
28406	兵庫大学(女子)短期大学部 (睦学園女子短期大学)	35402	宇部フロンティア大学短期大学部 (宇部短期大学)	熊 本	
28307	賢明女子学院短期大学(3年)	35403	下関(女子)短期大学	43401	尚絅大学短期大学部 (尚絅短期大学) (熊本女子短期大学)
28407	賢明女子学院短期大学(2年)	35404	萩女子短期大学	43202	熊本県立大学 (熊本女子大学)
28408	夙川学院短期大学	35205	山口女子大学食物栄養学専攻	大 分	
28409	姫路短期大学	36201	四国女子大学栄養専攻	44401	大分女子短期大学
28210	神戸女学院大学	36402	四国(女子)大学短期大学部 (四国女子短期大学) (徳島家政短期大学)	44402	別府大学短期大学部
28211	武庫川女子大学食物(栄養)学専攻	36403	徳島文理大学短期大学部(徳島女子短期大学)	44403	別府溝部学園短期大学 (別府女子短期大学)
28212	神戸女子大学栄養課程	36404	徳島文化女子短期大学	44404	東九州(女子)短期大学 (扇城学園中津女子短期大学)
28226	神戸女子大学スポーツ栄養学科	香 川		宮 崎	
28413	湊川女子短期大学	37301	香川県明善短期大学(3年)	45401	聖心ウルスラ学園短期大学 (緑ヶ丘学園延岡短期大学)
28514	日本栄養専門学校	37404	香川県明善短期大学(2年)	鹿 児 島	
28415	甲南女子大学短期大学部	37402	香川短期大学	46401	正心女子短期大学
28416	神戸松蔭女子学院短期大学 (松蔭女子学院短期大学)	37403	瀬戸内短期大学 (上戸学園女子短期大学)	46402	鹿児島純心女子短期大学
奈 良		愛 婦		46403	鹿児島女子短期大学
29401	天理大学短期大学部	38501	四国女子専門学校	46404	鹿児島県立短期大学
29202	奈良女子大学	38502	松山東雲栄養学校	46506	今村学園ライセンスアカデミー (鹿児島栄養調理専門学校) (鹿児島栄養専門学校) (鹿児島栄養士専門学校)
29403	帝塚山大学短期大学部 (帝塚山短期大学)	38503	宇和島栄養学校	沖 繩	
29404	奈良文化女子短期大学	38404	愛媛帝京短期大学	47201	琉球大学
29405	桜井女子短期大学	38405	今治明徳短期大学		
29406	奈良佐保(女学院)短期大学	38406	愛媛女子短期大学		
29207	帝塚山大学	38407	聖カタリナ大学短期大学部 (聖カタリナ女子短期大学)		
和 歌 山		38408	松山東雲短期大学		
30401	和歌山信愛女子短期大学	高 知			
鳥 取		39401	高知学園短期大学		
31401	津田短期大学	39202	高知女子大学		
31402	鳥取(女子)短期大学	福 岡			
島 根		40501	福岡高等栄養学校		
32501	島根県立松江女子専門学校	40402	中村学園大学短期大学部 (中村学園短期大学) (中村栄養短期大学)		
32402	島根県立大学短期大学部 (島根県立島根女子短期大学)	40403	西南女学院短期大学		
32403	島根中央女子短期大学	40404	東筑紫短期大学		
岡 山		40405	九州女子短期大学		
33501	岡山県岡山栄養科学園	40406	福岡女子短期大学 (九州学園福岡女子短期大学)		
33403	美作(女子)大学短期大学部 (美作短期大学)	40407	精華女子短期大学		
33404	岡山(女子)短期大学	40408	香蘭女子短期大学		
33405	中国(女子)短期大学	40409	久留米信愛女学院短期大学		
33406	岡山県立短期大学	40210	中村学園大学食物栄養学専攻		
33207	ノートルダム清心女子大学(食品)栄養学専攻	40211	福岡女子大学栄養健康科学科 (食物学専攻)		
33408	山陽学園短期大学				
33409	作陽短期大学				
33210	美作(女子)大学食物学科				
33311	川崎医療短期大学				
33213	川崎医療福祉大学				
33415	神戸女子大学瀬戸短期大学				
33216	くらしき作陽大学				

コード番号	養成施設の名称	コード番号	養成施設の名称	コード番号	養成施設の名称
<p><専攻科></p> <p>宮 城</p> <p>04307 尚絅女学院短期大学(3年)</p> <p>04808 尚絅学院大学女子短期大学部 (尚絅女学院短期大学)(4年)(H11年以降)</p> <p>秋 田</p> <p>05803 聖霊女子短期大学(4年)</p> <p>埼 玉</p> <p>11310 十文字学園女子短期大学(3年)</p> <p>11810 十文字学園女子短期大学(4年)(H9年以降)</p> <p>11811 国際学院埼玉短期大学(4年)</p> <p>千 葉</p> <p>12808 聖徳大学短期大学部(4年)</p> <p>東 京</p> <p>13350 東京都立(立川)短期大学(3年)</p> <p>13355 聖徳栄養短期大学(3年)</p> <p>13356 昭和女子大学短期大学部(3年)</p> <p>13859 戸板女子短期大学(4年)</p> <p>神 奈 川</p> <p>14314 関東学院女子短期大学(3年)</p> <p>新 潟</p> <p>15805 県立新潟女子短期大学(4年)</p> <p>富 山</p> <p>16803 富山短期大学(4年)</p> <p>石 川</p> <p>17805 金沢学院短期大学(4年)</p> <p>福 井</p> <p>18803 仁愛女子短期大学(4年)</p> <p>山 梨</p> <p>19802 山梨学院短期大学(4年)</p> <p>静 岡</p> <p>22810 日本大学短期大学部(4年)</p> <p>愛 知</p> <p>23324 名古屋文理短期大学(3年)</p> <p>23824 名古屋文理短期大学部(4年)(H7年以降)</p> <p>兵 庫</p> <p>28321 兵庫大学(女子)短期大学部(3年)</p> <p>鳥 取</p> <p>31303 鳥取(女子)短期大学(3年)</p> <p>岡 山</p> <p>33317 山陽学園短期大学(3年)</p> <p>33318 岡山(女子)短期大学(3年)</p> <p>広 島</p> <p>34311 広島文化女子短期大学(3年)</p> <p>34812 広島文教女子大学短期大学部(4年)</p> <p>34813 広島文化学園短期大学(4年) (広島文化(女子)短期大学(4年))</p> <p>34816 鈴峯女子短期大学(4年)</p> <p>34820 比治山大学短期大学部(4年)</p> <p>佐 賀</p> <p>41806 西九州大学短期大学部(4年) (永原学園佐賀短期大学(4年))</p> <p>長 崎</p> <p>42806 長崎短期大学(4年)</p> <p>42807 活水女子短期大学(4年)</p> <p>熊 本</p> <p>43803 尚絅大学短期大学部(4年) (尚絅短期大学(4年))</p> <p>鹿児島</p> <p>46305 鹿児島純心女子短期大学(3年)</p> <p>46805 鹿児島純心女子短期大学(4年)(H9年以降)</p> <p>46307 鹿児島女子短期大学(3年)</p>					

参考

〈受験願書等送付用封筒の記入方法〉

【規格 角2号】

